

## 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成17年12月26日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）が行った橋梁設置の不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）に対する審査請求において、処分庁から審査庁である広島県知事（以下「審査庁」という。）に提出された平成15年9月12日付け東広建竹第51号による「弁明書」（以下「弁明書」という。）の「弁明の理由」に記載されている「県道吉名停車場線の峠橋である。この橋により郷川を横断して、〇〇〇へ通じる市道峠郷線に進入できる。」（以下「弁明書記載事実」という。）の事実関係を証明する文書として、「峠橋から市道峠郷線（以下「本件市道」という。）への右折進入を禁止する通行規制（以下「本件交通規制」という。）をしていない根拠となる広島県警察本部（竹原警察署等を含む。）の部内資料」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年1月11日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成18年2月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

（1）実施機関は、これまでの開示請求に対しても、平成17年6月15日付け広交規第588

号による行政文書不存在通知書及び平成16年10月18日付け広交規第880号による行政文書不存在通知書等において、本件市道における車両の通行規制を行っていない法的根拠を隠匿した。本件市道は、道路管理者である竹原市が「自動車交通不能」という法的管理を明確にしているものであり、また、峠橋からの右折進入により〇〇へ通じる本件市道に進入できるという処分庁の弁明内容は、絶大な裁量権を行使する公務員の職権濫用である。

- (2) 理由説明書によれば、①検討すべき交通規制の端緒を管轄警察署が得た場合は、実施しようとする交通規制に応じた交通状況の実態調査を行い、②当該実態調査に基づく分析・検討を行い、交通規制が必要と認められる場合は、計画案を策定した上で、③当該計画案に対する道路管理者の意見を聴き、あるいは、交通安全施設等の協力要請を行うなどの事前調整を行い、④それらの状況に応じて地域住民等への事前説明・意見聴取を行うことが明記されているが、このことは、あくまでも総論を記述しただけのことである。管轄署である竹原警察署が、「峠橋から本件市道への右折進入により生じる運転者に係る人命の危険性」を検討した記録を開示すると、平成16年4月8日付け砂防第1号の「審査請求に係る裁決について（通知）」という不当な裁決が追及されるため、その追及を避ける目的で、竹原警察署が本来の職務として把握すべき交通問題等に関する事実を記載した行政文書を隠匿しようとして画策したものである。
- (3) 本件処分は、警察当局の職務怠慢を明示するとともに、交通規制は地域住民の要望や陳情等外部からの意見により端緒を得るものであると説明した上で、地域住民等からは交通規制の要望がなかったと弁明しているとも考えられることから、当該行政手法に対して嚴重に抗議する。
- (4) 公務員である以上、竹原警察署は、本来の職務として交通規制の可否を検討しているはずであり、本件処分を強行したことに対して抗議する。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 都道府県公安委員会が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条に基づく交通規制を行う場合は、各都道府県公安委員会の意思決定に基づき、法令に定める標識標示を適正に設置して初めてその効力を有する。

諮問実施機関が交通規制を行おうとする場合の手順は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 交通規制の端緒

交通規制の端緒は、大別すれば、地域住民等の要望、陳情等外部からの意見による場合と、警察が独自に交通問題（交通事故、渋滞、無秩序な駐車等）を把握する場合とがあり、いずれも、管轄する警察署に集約される。

##### (2) 実態調査

管轄警察署は、検討すべき端緒を得た場合、実施しようとする交通規制種別（通行

禁止、最高速度の制限、駐車禁止等)に応じた交通状況の実態調査を行う。

(3) 交通規制計画の検討及び計画案の策定

管轄警察署は、実施しようとする規制種別に対し実態調査に基づく分析・検討を行い、交通規制が必要と認められる場合、状況に応じて警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)と事前調整を行い、計画案を策定する。

(4) 道路管理者との事前調整・意見聴取、地域住民等への説明

管轄警察署は、計画案に対する道路管理者の意見を聴き、あるいは、交通安全施設等の協力要請を行うなどの事前調整を行い、状況に応じて地域住民等への事前説明・意見聴取を行う。

(5) 交通規制計画案の決定

管轄警察署は、規制の種別、場所、時間、対象車両等の計画案に基づく交通規制上申書をもって上申決定(署長決裁)する。

(6) 本部上申

管轄警察署は、交通規制上申書を交通規制課に送付し、交通規制課は同上申書を受理する。

(7) 諮問実施機関の意思決定

交通規制課は、受理した上申内容を審査、調整し、諮問実施機関に諮り決裁(意思決定)を受け、交通規制台帳に登載する。

(8) 交通規制標識・標示の設置

警察署長は、意思決定後、規制内容に係る交通規制標識・標示を設置し、視認性等の完成検査を行う。

2 道路交通法第4条に基づき諮問実施機関が実施している県内の交通規制は、交通規制台帳に登載しているが、同台帳には、竹原市における本件交通規制の登載はなく、また、上記場所の交通規制を検討した資料もないことから本件処分を行った。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、弁明書記載事実を裏付ける資料として、「峠橋から本件市道への右折進入を禁止する通行規制をしていない根拠となる実施機関(竹原警察署等を含む。)の部内資料」の開示を求めたものである。

これに対して実施機関は、作成又は取得していないとして本件処分を行ったことから、以下、その妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

当審査会において弁明書を見分したところ、本件不許可処分の理由について「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できないため、許可権者の行政判断

(裁量行為)により橋の設置を不許可としたものである。」と記載されており、また、「弁明の理由」として、本件不許可処分に対する審査請求書(以下「本件不許可処分審査請求書」という。)の「審査請求の趣旨及び理由」に列記されている事項に応じて弁明内容が記載されていた。

そこで、本件不許可処分審査請求書も併せて見分したところ、「審査請求の趣旨及び理由」に列記されている事項のうち、『近くに橋があり』とは、どの橋のことをさしており、かつ、その橋が存在することが法律上のどの規定に該当するために不許可の理由となるのか」に対する弁明が弁明書記載事実であることを確認した。なお、別の記載項目として『進入路もあることから』とあるが、当該進入路は道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路管理者において、自動車交通不能と明記されているにもかかわらず、広島県が安全に通行できるとする法的根拠の説明を求めていることに対しては、「いわゆる生活道路においては、道路法第47条第2項及び車両制限令(昭和36年政令第265号)の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使う自動車通行させることは、一般的に行われている。これに対しては、特に必要がある場合を除いて、道路管理者が、通行禁止や通行制限等の措置を行っていない実態がある。よって、本件市道についても、生活道路として自宅への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能であると判断したものである。」と弁明していた。

これらの弁明内容からすると、弁明書記載事実が処分庁自らの判断で記載されたものであることは自明である。

なお、諮問実施機関によると、本件市道に関しては、実施機関において独自に交通問題を把握していた事実及び実施機関の外部からの交通規制に関する要望等の本件交通規制の端緒は確認できなかったということであった。

道路交通法の目的に照らし、交通規制の端緒の把握を前提に、必要な場合に限り交通規制が実施されることに鑑みれば、実施機関において本件交通規制の端緒が把握されていない以上、交通規制を行うかどうか検討されること自体ないのであって、本件交通規制について検討した資料もないとする諮問実施機関の説明を否定する理由は見当たらない。

以上のことを踏まえれば、実施機関は本件請求の対象文書を作成又は取得していないとの諮問実施機関の説明に特段、不自然、不合理な点は認められず、また、対象文書の存在をうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、実施機関が、本件請求の対象文書は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

### 3 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 3. 9	・ 諮問を受けた。
18. 3. 23	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 4. 21	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
18. 5. 15	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
18. 6. 6	・ 審査請求人から意見書を収受した。
18. 6. 13	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 4. 27 (平成29年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 28 (平成29年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授